

次の公告認定対象区域において、建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく認定をしましたので、同条第6項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

令和7年7月1日

京都市長 松井 孝治

1 認定に関する事項

公告認定対象区域	認定番号	認定年月日
京都市中京区西ノ京新建町5番7、5番1 1、12番、12番1から12番7まで、 12番15から12番35まで、12番3 7から12番39まで、13番、13番1、 13番2及び100番2の一部、西ノ京北 小路町19番5から19番17まで、20 番、20番10、20番16、20番17 の一部、20番18から20番92まで、 20番93の一部、100番1の一部及び 100番2並びに西ノ京南原町100番1 の一部及び100番5の一部	第11-003号	令和7年6月25日

2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までは除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)